

平成21年5月25日

各 位

会 社 名 株式会社マネーパートナーズグループ
代表者名 代表取締役社長 奥山 泰全
(コード 8732 大証ヘラクレス)
問合せ先 取締役CFO 中西 典彦
(TEL. 03-4540-3804)

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成21年5月19日付開示資料「定款一部変更に関するお知らせ」に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には網掛けを付して表示しております。

記

1. 変更の理由

(訂正前)

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、同日付をもって当社定款第7条(株券の発行)に定める「株券を発行する旨」の規定はこれを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。さらに、決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)が廃止されたことにより、当社定款第9条(株主名簿管理人)中の「(実質株主名簿を含む。以下同じ。))」、同じく第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)中の「(実質株主を含む。以下同じ。))」に関する文言も無効になっております。

決済合理化法施行に伴い、上記諸点につき変更及び削除を行い、条数の繰上げ等の調整を行うものであります。

(訂正後)

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、同日付をもって当社定款第7条(株券の発行)に定める「株券を発行する旨」の規定はこれを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。さらに、決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことにより、当社定款第9条(株主名簿管理人)中の「(実質株主名簿を含む。以下同じ。))」、同じく第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)中の「(実質株主を含む。以下同じ。))」に関する文言も無効になっております。

決済合理化法施行に伴い、上記諸点につき変更及び削除を行い、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるとともに、条数の繰上げ等の調整を行うものであります。

2. 変更の内容

(訂正前)

現行定款	変更案
(株券の発行)	(株券の発行)
(中略)	(中略)
第15条～第45条 (省略)	第14条～第44条 (条数繰上げ)

(訂正後)

現行定款	変更案
(株券の発行)	(株券の発行)
(中略)	(中略)
第15条～第45条 (省略)	第14条～第44条 (条数繰上げ)
(新設)	<u>附則</u>
(新設)	<u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u>

以 上